

福岡県公報

平成18年10月4日
第2591号

目次

告示(第1890号—第1915号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○休猟区の指定の一部改正	(緑化推進課)	4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	4
○私道の廃止の承認	(建築指導課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9
○保安林の所在場所等	(治山課)	9

○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11

公 告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(高度情報政策課)	13

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	13
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	18
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	26
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	29

警 察 本 部

○反則金に係る還付の手続	(警察本部交通指導課)	33
○反則金に係る還付の手続	(警察本部交通指導課)	33

正 誤

○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正(平成18年5月福岡県告示第1068号)中正誤		34
---	--	----

告 示

福岡県告示第1890号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字名子山2999-1、3000-1、3003-1及び3003-5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字山田字法立2765
丸全運輸株式会社 代表取締役社長 田邊 照美

福岡県告示第1891号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
福岡市西区能古字松尾1611の262、1611の265から1611の268まで、1611の270から1611の272まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1892号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1096号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1893号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月8日農林水産省告示第1744号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1894号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第839号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1895号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月18日農林水産省告示第971号（1及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに太宰府市役所

及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1896号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1098号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	岡垣線	宮若市四郎丸356番1先から 同市四郎丸359番3先まで

福岡県告示第1898号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字立明寺508番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市清水新地5丁目11番28号
今村 豪伯

福岡県告示第1899号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字常松371番6及び371番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字常松244番地
三宅 正弘

福岡県告示第1900号

休獵区の指定（平成17年11月福岡県告示第2169号）の一部を次のように改正する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 5 (2) 中「平成20年11月14日まで」を「平成18年11月14日まで」に改める。

福岡県告示第1901号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

申請者氏名	道路の位置	道路の延長 (m)	指定番号	指 定 年月日
池上 博文	大川市大字三丸字扇田1228番地7他4筆	32.25	久土-28	平成17年 4月6日
株式会社富士不動産 代表取締役 青木 豊	糟屋郡宇美町大字宇美字河原4388番地4、水路の一部	27.55	福土-1	平成17年 5月9日
有限会社豊後不動産 代表取締役 渡邊 征彦	豊前市大字吉木1069番2、1070番2、1071番2、里道、水路	97.00	北土-1	平成17年 5月10日
丸山 博幸	八女郡広川町大字新代字下島702番12、702番13、704番6	36.80	久土-1	平成17年 5月18日
木元 喜巳	柳川市三橋町起田字前252番4、261番4	75.10	久土-2	平成17年 5月24日
丸山 道康、中野 泰	田川郡添田町大字添田字上内1057番11、1057番12、1057番14、1057番15	34.10	飯土-1	平成17年 5月26日
野田 四男美	八女市大字蒲原字長牟田1985番1、1985番4	32.93	久土-3	平成17年 5月27日
フタバ住宅株式会社 代表取締役 末安 千万呂	春日市下白水南七丁目86番2	19.70	那土-1	平成17年 5月31日
有限会社ヤマシタ産業 代表取締役 山下 一成	八女郡広川町大字久泉字上牟田950番4	40.64	久土-4	平成17年 6月1日

有限会社渡辺建設 代表取締役 渡 辺 勇	柳川市大和町中島字芝原 443番4、444番4、水路の 一部	95.02	久土-5	平成17年 6月2日
中川 貴美子	豊前市大字清水町232番2 その他1筆	45.60	北土-2	平成17年 6月7日
入部 正勝	筑後市大字長浜字檜原1524 番2、水路の一部	8.50	久土-6	平成17年 6月14日
山一不動産 代表 者 久保 辰好	筑後市大字和泉字初町1066 番1、1066番4、1067番1 、市道の一部	91.12	久土-7	平成17年 6月15日
米澤 秀美	飯塚市平恒字角合1010番9	51.96	飯土-2	平成17年 6月23日
殖産開発株式会社 代表取締役 篠 原 九州男	糟屋郡粕屋町大字阿恵字原 口219番4	37.83	福土-2	平成17年 7月6日
株式会社タカスギ 代表取締役 柳 内 昇司	行橋市東大橋二丁目2153番 1、2156番6	52.00	北土-3	平成17年 7月7日
株式会社九州カル ストーン住宅 代 表取締役 平 賢 太郎	筑紫郡那珂川町片縄西三丁 目249番7、249番74、249 番155、249番166、249番167、 249番174	54.72	那土-2	平成17年 7月22日
安達建設株式会社 代表取締役 安 達 輝史	筑後市大字熊野字平藏免194 番32	79.80	久土-8	平成17年 7月26日
安達建設株式会社 代表取締役 安 達 輝史	筑後市大字熊野字松ノ下 1193番4	44.03	久土-9	平成17年 8月2日
そごう開発株式会 社 代表取締役 肥吉 静夫	田川市大字川宮字古ノ首 1506番4、1507番2、1507 番4、1508番6、1508番8 、1508番9、1508番11、字 小松ヶ浦1512番23、1512番 25	76.20	飯土-3	平成17年 8月2日

城崎 元美	筑後市大字水田字三反田 1490番2、1491番3、1492 番3、1494番3	68.74	久土-10	平成17年 8月9日
山田 修	柳川市三橋町蒲船津字備後 町815番4、815番7、815 番8、815番9	45.86	久土-12	平成17年 8月11日
有限会社えびす地 建 代表取締役 古賀 増夫	柳川市三橋町江曲字稲富17 番7	26.77	久土-11	平成17年 8月19日
宮脇ビル株式会社 代表取締役 宮 脇 節子	豊前市大字梶屋427番1、 432番3、433番2、434番 4、434番5、433番4、433 番3	149.45	北土-4	平成17年 8月23日
今里 陽一	八女市大字高塚字前畑472 番1、472番6、473番3、 479番4、480番4、480番 5、483番9	78.50	久土-13	平成17年 8月25日
小中不動産 小中 一弘	豊前市大字八屋1810番4	50.30	北土-5	平成17年 8月31日
井上 正勝	柳川市隅町7番7、7番8 、7番9、7番10、9番6 、用悪水路、堤防敷	43.89	久土-14	平成17年 9月21日
安達建設株式会社 代表取締役 安 達 輝史	筑後市大字蔵数字久吹田277 番6	39.61	久土-15	平成17年 9月21日
株式会社ハヤシ 代表取締役 林 聖邦	直方市大字下新入字行定502 番10	69.13	飯土-4	平成17年 9月30日
粕屋製畳協同組合 代表清算人 因 二郎	糟屋郡粕屋町大字長者原字 グウズ石463番1	34.55	福土-3	平成17年 10月25日
松崎 友衛	八女市大字本村字深町51番 5	30.47	久土-16	平成17年 10月25日

岩部 茂隆	八女市大字岩崎字岩鼻607番30、大字吉田字屋敷内1159番3、道路・水路の一部	116.99	久土-17	平成17年10月27日
田中 義輝	筑後市大字久富字北畑1558番1、水路の一部	63.00	久土-18	平成17年11月2日
株式会社ニッコウグリーン 代表取締役 野田 雅巳	行橋市行事四丁目247番2、247番4	64.02	北土-6	平成17年11月14日
牛島 茂	太宰府市御笠一丁目426番4、426番23、426番30	5.15	那土-3	平成17年11月28日
竹本 務、溝口 聖一、佐々木 孝明	行橋市大字稲童字赤迫3171番5、3171番8、3171番9	36.40	北土-7	平成17年11月28日
井上 力	行橋市行事七丁目559番9、559番10、660番4	37.29	北土-10	平成17年12月7日
有限会社東中津不動産 代表取締役 中山 里見	豊前市大字堀立537番1	59.34	北土-8	平成17年12月8日
児嶋 義次	太宰府市大字吉松字古賀207番5他3筆	28.54	那土-4	平成17年12月13日
和久田建設株式会社 代表取締役 和久田 数臣	太宰府市朱雀二丁目19番74、51番40、51番41、51番42	39.58	那土-5	平成17年12月16日
肥喜里 和隆	京都郡みやこ町豊津字上荒谷1383番30その他2筆	40.10	北土-9	平成17年12月14日
有限会社堤ハウジング 代表取締役 堤 貫一	山門郡瀬高町大字下庄字口ノ坪766番9、766番3	31.50	久土-19	平成17年12月20日
株式会社山田工務店 代表取締役 山田 瀧吉	柳川市上宮永町字石橋921番2	21.82	久土-20	平成17年12月27日
有限会社伊都志摩住宅産業 代表取締役 波多江 宗典	糸島郡志摩町大字松隈字平田681番1	18.47	福土-4	平成18年1月5日

伊東 満男、森 重道	春日市紅葉ヶ丘東八丁目158番4	33.91	那土-6	平成18年1月17日
秀島 量生	八女市大字本村字島巡847番1、848番1、846番4	57.93	久土-21	平成18年1月23日
タカスキホーム株式会社 代表取締役 福岡 満雄	行橋市行事六丁目181番2、181番3、181番4	128.88	北土-11	平成18年1月25日
宇野 利和、川本 嘉信、川本 修、川本 慎也	飯塚市伊岐須字草場788番14、その他5筆	55.50	飯土-5	平成18年1月26日
株式会社光和企画 代表取締役 今村 龍英	筑後市山ノ井字雀淵914番2、914番5の一部、914番9、914番13、917番5、字古道950番13、950番16、950番17、951番2、951番5の一部、951番6	70.06	久土-22	平成18年2月2日
永井 猛	直方市大字頓野字和田1735番6、1735番7、1735番9、1734番3、1734番4の内	29.15	飯土-6	平成18年2月2日
大橋 一廣	柳川市南長柄町1番1、1番9	55.45	久土-23	平成18年2月22日
金田 恭子	行橋市東大橋二丁目2129番4	70.37	北土-12	平成18年2月27日
中尾 正勝	筑後市大字久富字斗代883番4、884番6、882番2、市道、水路	97.43	久土-24	平成18年3月1日
橋爪 定子	八女市大字吉田字土穴1937番6、1937番8	70.60	久土-25	平成18年3月2日
有限会社別府工務店 取締役 別府 秀夫	飯塚市平恒字葉広788番1	54.40	飯土-7	平成18年3月6日
大崎 正雄	筑後市大字前津字中山1639番2、1639番38	52.66	久土-27	平成18年3月13日

ニューシティ開発 有限会社 代表取 締役 松屋 愛子	行橋市大字今井字塩浜2565 番20、2568番2	76.62	北土-15	平成18年 3月17日
有限会社大平産業 代表取締役 宮野 重實	遠賀郡水巻町二東一丁目 1209番9、1209番10	50.00	北土-13	平成18年 3月22日
上田 スミ子	行橋市大字東徳永244番9	63.77	北土-16	平成18年 3月22日
福岡八女農業協同 組合 代表理事 樋口 和典	八女市大字吉田字川原手156 番1	30.30	久土-29	平成18年 3月31日

福岡県告示第1902号

次の私道の廃止を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

申請 種別	申請者氏名	道路の位置	道路の延長 (m)	認定番号	認 定 年月日
全部 廃止	高栄土地開発 代 表者 縄手 清春	飯塚市多田字重見88番79	124.00	飯土-1	平成17年 7月20日
一部 廃止	干場 晴夫	糸島郡志摩町大字岐志字 江尻1400番21の一部	-	福土-1	平成17年 6月15日
全部 廃止	竹元 雄二	糟屋郡粕屋町大字柚須字 島廻り75番7、75番18	76.10	福土-2	平成17年 7月11日
一部 廃止	工藤 富義	糟屋郡粕屋町長者原764 番3	28.60	福土-3	平成17年 10月26日

福岡県告示第1903号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年9月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人アジアのこどもたち21
- (2) 代表者の氏名
荒山 宏
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市諏訪野町1563番地7
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本を含むアジア諸国に生を成し、今世紀の時代を担う子供たちに
対し、健全なる生活環境、教育環境の確保の為の支援活動や文化交流、自然災害、
人的被害時における緊急支援、環境破壊の抑制と改善活動に関する事業を行い、ア
ジア諸国間の対話による協調と理解、そして調和、次世代の子供たちによる子供た
ちの為のアジアの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1904号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非
営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す
る。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年9月12日
 - 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人 みのう地域循環デザインセンター

(2) 代表者の氏名

和仁 宗憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町益生田774番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、耳納連山北麓における地域循環型の暮らしの創出、自然環境および景観の保全、観光をはじめとする産業振興に関する事業を行い、地域経済の活性化を図るとともに、人々が誇りをもって継承できる、美しい里山に囲まれた住環境の保全・創出に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 浮 羽 線	前	うきは市吉井町新治1269番 1先から 同市吉井町新治1330番1先 まで	8.0 ～ 10.2	117.6
			後	同上	9.8 ～ 10.8	117.6

福岡県告示第1906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年10月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	久留米 浮 羽 線	うきは市吉井町新治1269番1先から 同市吉井町新治1330番1先まで

福岡県告示第1907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
久留米	県 道	久留米 浮 羽 線	前	久留米市田主丸町 常盤230番1先から 同市田主丸町常盤 614番1先まで	5.0 ～ 15.0	771.8	
			後	同上	5.0 ～ 15.0	771.8	
			後	同上	10.2 ～ 36.0	865.7	うち県道 金川田主 丸線重用 延長458.6 メートル

福岡県告示第1908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	久留米市田主丸町常盤909番先から 同市田主丸町常盤872番3先まで

福岡県告示第1909号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日
平成18年9月25日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
瀬口開発株式会社	山門郡瀬高町大字本郷697	瀬口 義夫	平成14年11月13日 福岡県知事許可（特-14） 第14332号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
 - (1) 停止を命じる営業の範囲
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けて実施するもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成18年10月4日から平成18年10月18日までの15日間

4 処分の原因となった事実

瀬口開発株式会社は、平成17年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、在籍しない技術者を技術職員名簿に記載して虚偽申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第1910号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

なお、平成18年9月福岡県告示第1785号は、取り消す。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
京都府みやこ町犀川 横瀬字引立1087、1088の20、1088の22、1095、1100、字ムクロ木1111
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小郡東部地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成18年10月4日から 平成18年11月2日まで	小郡市役所

福岡県告示第1912号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年9月14日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福祉フォーラムこすもす

(2) 代表者の氏名

岸田 綾子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区板付五丁目5番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たち、とりわけ重複重度の障害児者やその家族に対して、在宅生活支援に関する事業を行ない、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1913号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年9月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人日本笑い学会博多笑い塾

(変更後) 特定非営利活動法人博多笑い塾

(2) 代表者の氏名

小野 義行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大手門1丁目2番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、笑いによる心身の健康と人的交流を必要とする人々に対して、笑い

の健康サービスを提供し、笑いに関する総合的・多角的研究を行うことにより、すべての人々が日々楽しく、幸福に暮らせる社会を構築するとともに、笑いの文化的発展、さらには世界平和に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1914号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大保字毎々1042番1、1042番5、1045番2、1046番3及び1046番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大保1047番1
山中 善博

福岡県告示第1915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	壱町原 白 口 線	前	久留米市荒木町1650番1先 から 同市荒木町1551番1先まで	5.4 ～ 5.5	26.2
			後	同上	5.5 ～ 24.4	

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量
トナーカートリッジ（ゼロックス C T350036） 450個程度
 - (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
契約締結日から平成19年3月31日（土）までの間
 - (4) 納入場所
福岡県警察本部情報管理課及び契約担当者が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年10月17日現在において、次の基準を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	AA、A、B
01	02	事 務 機 器	AA、A、B

05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成18年10月4日（水）から平成18年10月17日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。

- (2) 受領期限
平成18年10月17日（火） 午後5時15分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）
- (2) 日時
平成18年10月18日（水） 午前10時30分
- 10 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
本庁基幹ネットワーク機器の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成18年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
西日本電信電話株式会社福岡支店
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
104,958,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年5月10日

監査委員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を土木部

、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年10月4日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

土木部及び建築都市部の出先機関20機関に係る定期監査は、平成17年度を監査対象期間とし、平成18年5月10日から平成18年6月22日までの実日数24日間で、次のとおり実施した。

なお、新北九州空港連絡道路建設事務所については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡土木事務所	平成17年度	平成18年6月20日から 平成18年6月22日まで
久留米土木事務所	〃	平成18年5月10日から 平成18年5月12日まで
柳川土木事務所	〃	平成18年5月23日から 平成18年5月24日まで
直方土木事務所	〃	平成18年6月14日から 平成18年6月16日まで
行橋土木事務所 (新北九州空港連絡道路建設事務所を含む)	〃	平成18年6月6日から 平成18年6月9日まで
前原土木事務所	〃	平成18年5月25日から 平成18年5月26日まで
朝倉土木事務所	〃	平成18年6月8日から 平成18年6月9日まで
八女土木事務所	〃	平成18年6月6日から 平成18年6月7日まで
北九州土木事務所	〃	平成18年6月14日から 平成18年6月16日まで
田川土木事務所	〃	平成18年5月10日から 平成18年5月12日まで
飯塚土木事務所	〃	平成18年5月17日から 平成18年5月19日まで
那珂土木事務所	〃	平成18年6月20日から 平成18年6月22日まで
大牟田土木事務所	〃	平成18年5月23日から 平成18年5月24日まで
豊前土木事務所	〃	平成18年5月16日から 平成18年5月17日まで
宗像土木事務所	〃	平成18年5月25日から 平成18年5月26日まで
藤波ダム建設事務所	〃	平成18年5月31日
五ヶ山ダム建設事務所	〃	平成18年6月1日
伊良原ダム建設事務所	〃	平成18年6月2日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
菊田港務所	”	平成18年5月31日から 平成18年6月1日まで
流域下水道事務所	”	平成18年5月18日から 平成18年5月19日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に収入未済の状況、用地事務及び工事事務の執行状況並びに旅費、時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
土木費負担金、土木使用料、土木手数料及び土木受託事業収入等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出
賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
債権管理状況
- (8) 工事
事業計画、設計積算及び竣工検査等の状況
- (9) 用地
設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡土木事務所

- ・ 用地補償に係る前払金の返還金1,316,000円が、監査対象期間の末日現在で収入されておらず、収入未済額が昨年度より増加している。（1件）
- ・ 床上浸水対策特別緊急工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。（1件）

前原土木事務所

- ・ 用地測量委託の設計積算で、測量面積を誤ったため、積算過小となっている。（1件）

北九州土木事務所

- ・ 海岸災害防除対策工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。(1件)
 - ・ 用地測量委託の設計積算で、登記業務の積算及び境界測量等の面積を誤ったため、積算過大及び積算過小となっている。(2件)
- 那珂土木事務所
- ・ 道路改良工事の設計積算で、管渠型側溝の長さ及び歩車道境界ブロックの設置箇所数を誤ったため、積算過大及び積算過小となっている。(2件)
- 流域下水道事務所
- ・ 下水道建設工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。(1件)

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、県有財産（道路不用地及び廃川敷地）で、一部に不法占有されているものなどが見受けられ、土木部における解消に向けた取り組みにより改善は見られるものの、なお一層の努力と成果を期待するものである。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年10月4日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局112機関に係る定期監査は、平成17年度を監査対象期間とし、平成18年6月27日から平成18年8月2日までの実日数23日間で、次のとおり実施した。

なお、廃止された保健福祉部企画課、ねんりんピック室及び新北九州空港連絡道路建設室については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
秘書室	平成17年度	平成18年7月21日
行政経営企画課	〃	平成18年7月20日
人事課	〃	平成18年7月4日
財政課	〃	平成18年7月5日
税務課	〃	平成18年7月4日
地方課	〃	平成18年7月7日
鉱害課	〃	平成18年7月6日
管財課	〃	平成18年7月18日
県民情報広報課	〃	平成18年7月7日
消防防災安全課	〃	平成18年7月6日
九州国立博物館室	〃	平成18年7月7日
総務事務センター	〃	平成18年6月27日から 平成18年6月30日まで 平成18年7月20日
私学学事振興局学事課	〃	平成18年7月28日
私学学事振興局私学振興課	〃	平成18年7月28日
企画調整課（企画振興部）	〃	平成18年7月13日
交通対策課	〃	平成18年7月11日
地域政策課	〃	平成18年7月11日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
地域振興課	平成17年度	平成18年7月14日
調査統計課	〃	平成18年7月12日
高度情報政策課	〃	平成18年7月13日
水資源対策局計画課	〃	平成18年7月12日
水資源対策局開発課	〃	平成18年7月12日
空港対策局空港整備課	〃	平成18年7月14日
空港対策局空港計画課	〃	平成18年7月14日
保健福祉課	〃	平成18年7月7日
保健福祉課 (旧保健福祉部企画課)	〃	平成18年7月4日から 平成18年7月5日まで
高齢者福祉課	〃	平成18年8月1日から 平成18年8月2日まで
高齢者福祉課	〃	平成18年8月1日
児童家庭課	〃	平成18年7月4日から 平成18年7月5日まで
障害者福祉課	〃	平成18年7月6日
健康対策課	〃	平成18年7月20日
医療指導課	〃	平成18年7月28日
生活衛生課	〃	平成18年7月20日から 平成18年7月21日まで
薬務課	〃	平成18年7月28日
監査保護課	〃	平成18年7月19日
国保・援護課	〃	平成18年7月27日
介護保険課	〃	平成18年7月21日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
人権・同和对策局調整課	平成17年度	平成18年7月18日
環境政策課	〃	平成18年7月7日
環境保全課	〃	平成18年7月5日
循環型社会推進課	〃	平成18年7月4日
廃棄物対策課	〃	平成18年7月6日
監視指導課	〃	平成18年7月6日
自然環境課	〃	平成18年7月7日
水道整備室	〃	平成18年7月7日
生活文化課	〃	平成18年7月26日
青少年課	〃	平成18年7月24日
男女共同参画推進課	〃	平成18年7月21日
国際交流課	〃	平成18年7月24日
労働局労働政策課	〃	平成18年8月1日
労働局新雇用開発課	〃	平成18年8月2日
労働局職業能力開発課	〃	平成18年7月28日
商工政策課	〃	平成18年7月12日
商業・地域経済課	〃	平成18年7月13日
経営金融課	〃	平成18年7月11日
国際経済観光課	〃	平成18年7月13日
新産業・技術振興課	〃	平成18年7月14日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
工業保安課	平成17年度	平成18年7月11日
企業立地課	〃	平成18年7月12日
農政課	〃	平成18年7月18日
農業振興課	〃	平成18年7月19日
農業経済課	〃	平成18年7月25日
生産流通課	〃	平成18年7月26日
農業技術課	〃	平成18年7月28日
畜産課	〃	平成18年8月1日
農地計画課	〃	平成18年7月27日
農地整備課	〃	平成18年8月2日
国営土地改良事業対策室	〃	平成18年7月27日
林政課	〃	平成18年7月18日から 平成18年7月19日まで
治山課	〃	平成18年7月6日
緑化推進課	〃	平成18年7月7日
漁政課	〃	平成18年7月4日から 平成18年7月5日まで
水産振興課	〃	平成18年7月4日から 平成18年7月5日まで
漁港課	〃	平成18年7月20日から 平成18年7月21日まで
土木管理課	〃	平成18年7月7日
土木管理課 (旧北九州空港連絡道路建設室)	〃	平成18年7月7日
企画課(土木部)	〃	平成18年7月5日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
用地課	平成17年度	平成18年7月7日
道路維持課	〃	平成18年7月4日
道路建設課	〃	平成18年7月5日
河川課	〃	平成18年7月4日
河川開発課	〃	平成18年7月6日
港湾課	〃	平成18年7月6日
砂防課	〃	平成18年7月5日
高速道路対策室	〃	平成18年7月6日
新幹線建設対策室	〃	平成18年7月7日
建築都市管理課	〃	平成18年7月19日
都市計画課	〃	平成18年7月20日
建築指導課	〃	平成18年7月19日
公園街路課	〃	平成18年7月21日
下水道課	〃	平成18年7月20日
住宅課	〃	平成18年7月19日
住宅管理課	〃	平成18年7月21日
管繕課	〃	平成18年7月18日
建築設備課	〃	平成18年7月18日
出納事務局	〃	平成18年7月19日
議会事務局	〃	平成18年7月27日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
総務課	平成17年度	平成18年7月26日
財務課	〃	平成18年7月28日
文化財保護課	〃	平成18年7月25日
企画調整課（教育委員会）	〃	平成18年7月27日
生涯学習課	〃	平成18年7月27日
教職員課	〃	平成18年7月27日
施設課	〃	平成18年7月26日
高校教育課	〃	平成18年7月26日
義務教育課	〃	平成18年7月27日
人権・同和教育課	〃	平成18年7月28日
スポーツ健康課	〃	平成18年7月25日
人事委員会事務局	〃	平成18年7月25日
監査委員事務局	〃	平成18年7月26日
警察本部	〃	平成18年7月11日から 平成18年7月14日まで
労働委員会事務局	〃	平成18年7月25日

2 監査の主眼

今回の監査は、秘書室等112機関における収入、支出、人件費、契約、工事、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、収入未済の状況及び県単独補助金の交付事務並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金・負担金、使用料・手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計の収入の調定金額、調定時期及び収入状況

(2) 支出
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費
報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況

(5) 工事
設計・積算及び施工の状況

(6) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(7) 物品
取得、管理及び処分状況

(8) 債権
債権管理の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。
(保健福祉部)

児童家庭課

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて24,964,129円増加している。

また、保育士試験手数料及びその他の証明手数料において、領収証紙27件（330,600円）が消印漏れとなっている。

監査保護課

生活保護法による介護報酬不正請求返還金において、12件（28,000円）が調定漏れとなっている。

また、生活保護法による介護報酬不正請求に伴う返還金において、収入未済額が前年度に比べて6,365,700円増加している。

(水産林務部)

漁港課

県営漁港占使用料において、16件（2,461,900円）の調定が55日～74日遅延している。

(建築都市部)

建築指導課

建設業者経営事項審査手数料において、領収証紙11件（125,500円）が消印漏れとなっている。

(教育委員会)

人権・同和教育課

福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて191,119,781円増加している。

(警察本部)

会計課

交通安全施設の破損に伴う損害賠償金において、収入未済額が前年度に比べて762,984円増加している。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健福祉部県立病院課及び嘉穂病院等2病院並びに企業局（本局）及びその事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年10月4日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

保健福祉部県立病院課及び2 県立病院、企業局（本局）及び2 事業所に係る定期監査は、平成17年度を監査対象期間とし、平成18年5月24日から平成18年6月30日までの実日数18日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
県立病院課	平成17年度	平成18年6月28日から 平成18年6月30日まで
嘉穂病院	〃	平成18年6月7日から 平成18年6月9日まで
柳川病院	〃	平成18年6月14日から 平成18年6月16日まで
企業局（本局）	〃	平成18年6月21日から 平成18年6月23日まで
矢部川発電事務所	〃	平成18年5月24日から 平成18年5月26日まで
苅田事務所	〃	平成18年5月31日から 平成18年6月2日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いた。特に、県立病院課及び県立病院については、過年度未収金、企業局（本局）は、工事（建設・改良・修繕等）について、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて検証した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 経営管理の状況
- (2) 資産
 - 固定資産（土地等）、流動資産（現金預金等）の増減及び管理状況
- (3) 収入
 - ア 県立病院課及び県立病院
 - 診療報酬等医業収益
 - 医業外収益
 - イ 企業局
 - 電力料等営業収益
 - 給水収益等営業収益
 - 造成土地売却代金営業収益
 - 営業外収益
- (4) 支出
 - 県立病院課及び県立病院並びに企業局の事業の執行に係る費用
- (5) 人件費
 - ア 県立病院課及び県立病院
 - 報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支出事務

イ 企業局

報酬、給料及び諸手当（通勤手当、扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支出事務

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における経営管理及び財務に関する事務は、次のとおり改善を要するものが見受けられた。

県立病院課

県立病院課が引継いでいる太宰府病院、旧朝倉病院、旧朝倉病院及び旧遠賀病院の過年度未収金が32,968千円と多額である。

今後、なお一層の徴収努力が望まれる。

累積欠損金が9,645,900千円と多額である。

柳川病院

過年度未収金が7,709千円と多額である。

今後、なお一層の徴収努力が望まれる。

当該年度欠損金が344,658千円と多額である。

嘉穂病院

過年度未収金が10,514千円と多額である。

今後、なお一層の徴収努力が望まれる。

当該年度欠損金が267,042千円と多額である。

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を東筑高等学校等34か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年10月4日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局及び教育委員会の出先機関に係る随時監査は、平成17年12月1日又は平成18年1月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成18年5月10日から平成18年8月4日までの実日数34日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
東 筑 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月10日まで	平成18年5月10日
筑 豊 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月11日まで	平成18年5月11日
福 岡 高 等 学 園	平成17年12月1日から 平成18年5月12日まで	平成18年5月12日
小 倉 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月16日まで	平成18年5月16日
大 里 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月17日まで	平成18年5月17日
伝 習 館 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月18日まで	平成18年5月18日
明 善 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月19日まで	平成18年5月19日
福 岡 中 央 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年5月23日まで	平成18年5月23日
中 央 児 童 相 談 所	平成17年12月1日から 平成18年5月31日まで	平成18年5月31日
田 川 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月1日まで	平成18年6月1日
福 岡 盲 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月2日まで	平成18年6月2日
筑 紫 中 央 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月6日まで	平成18年6月6日
小 倉 豊 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月13日まで	平成18年6月13日
城 南 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月20日まで	平成18年6月20日
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月21日まで	平成18年6月21日
門 司 学 園 中 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月22日まで	平成18年6月22日
門 司 商 業 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月23日まで	平成18年6月23日
大 川 樟 風 高 等 学 校	平成17年12月1日から 平成18年6月28日まで	平成18年6月28日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
青豊高等学校	平成17年12月1日から 平成18年6月29日まで	平成18年6月29日
京都高等学校	平成17年12月1日から 平成18年6月30日まで	平成18年6月30日
三潆高等学校	平成18年1月1日から 平成18年7月4日まで	平成18年7月4日
朝倉高等学校	平成18年1月1日から 平成18年7月5日まで	平成18年7月5日
育徳館中学校	平成18年1月1日から 平成18年7月6日まで	平成18年7月6日
川崎養護学校	平成18年1月1日から 平成18年7月7日まで	平成18年7月7日
食肉衛生検査所	平成18年1月1日から 平成18年7月19日まで	平成18年7月19日
女性相談所	平成18年1月1日から 平成18年7月20日まで	平成18年7月20日
保健環境研究所	平成18年1月1日から 平成18年7月21日まで	平成18年7月21日
福岡学園	平成18年1月1日から 平成18年7月25日まで	平成18年7月25日
精神保健福祉センター	平成18年1月1日から 平成18年7月26日まで	平成18年7月26日
障害者更生相談所	平成18年1月1日から 平成18年7月27日まで	平成18年7月27日
粕屋新光園	平成18年1月1日から 平成18年7月28日まで	平成18年7月28日
田川工業高等学校	平成18年1月1日から 平成18年8月2日まで	平成18年8月2日
大牟田児童相談所	平成18年1月1日から 平成18年8月3日まで	平成18年8月3日
田川保健福祉環境事務所	平成18年1月1日から 平成18年8月4日まで	平成18年8月4日

2 監査の主眼

今回の監査は、東筑高等学校等34機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、時間外勤務手当及び旅費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金

(3) 旅費

(4) 交際費

(5) 食糧費

(6) その他需用費

(7) タクシー借上料

(8) 会場借上料

(9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象期間における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

(保健福祉部)

中央児童相談所

児童移送における他施設職員に対する資金前渡旅費の未精算

36,570円 (1件)

(教育委員会)

大里高等学校

修学旅行における旅費で

- ・ 鉄道運賃の計算誤りによる支給過
- ・ バス運賃の計算誤りによる支給不足
- ・ 宿泊料の未調整による支給過

60,480円 (8件)

9,164円 (8件)

143,520円 (8件)

計 213,164円 (24件)

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

警察本部

福岡県警察本部告示第59号

1 の表の左欄に掲げる場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条及び第43条の規定に基づく道路標識等による指定場所における一時停止の交通規制は無効であったことから、同欄に掲げる場所に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期間内に、当該交通規制による交通取締りを受け、反則金を納付した者に当該反則金に相当する金額を還付するので、速やかに2に掲げる書類を持参の上、それぞれ同表の右欄に掲げる窓口へ申し出てください。

平成18年10月4日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

1 無効な交通規制（指定場所における一時停止）の場所等

無効な交通規制の場所	請求の対象となる期間	請求及び照会の窓口
福岡市西区石丸1丁目18番4号先の十字交差点の東側角及び西側角	昭和43年7月1日から平成17年1月16日までの間	福岡県西警察署交通課 所在地 福岡市西区今宿町106番地の1 電話番号 092-805-6110 内線 431
福岡県鞍手郡鞍手町大字室木815番地先の丁字交差点の北側角	昭和43年7月1日から平成17年7月4日までの間	福岡県直方警察署交通課 所在地 福岡県直方市殿町5番31号 電話番号 0949-22-0110 内線 431
福岡県嘉麻市上臼井1875番地先の十字交差点の南西側角	昭和43年7月1日から平成17年1月19日までの間	福岡県上嘉穂警察署交通課 所在地 福岡県嘉麻市大隈町418番地3 電話番号 0948-57-0110 内線 411
福岡県久留米市国分町9番地7先の十字交差点の東側角及び西側角	昭和43年7月1日から平成18年5月30日までの間	福岡県久留米警察署交通第二課 所在地 福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 電話番号 0942-38-0110 内線 432

福岡県築上郡吉富町大字直江138番地1先の丁字交差点の西側角	昭和43年7月1日から平成17年1月19日までの間	福岡県豊前警察署交通課 所在地 福岡県豊前市大字荒掘535番地1 電話番号 0979-82-0110 内線 411
--------------------------------	---------------------------	---

2 請求に必要な書類

- (1) 交通反則告知書（通称青切符）又は交通反則通告書
- (2) 反則金の納付書・領収証書

福岡県警察本部告示第60号

1 の表の左欄に掲げる場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条及び第45条の規定に基づく道路標識による駐車を禁止する場所の交通規制は無効であったことから、同欄に掲げる場所に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期間内に、当該交通規制による交通取締りを受け、反則金を納付した者に当該反則金に相当する金額を還付するので、速やかに2に掲げる書類を持参の上、それぞれ同表の右欄に掲げる窓口へ申し出てください。

平成18年10月4日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

1 無効な交通規制（駐車を禁止する場所）の場所等

無効な交通規制の場所	請求の対象となる期間	請求及び照会の窓口
県道曲須恵線のうち、福岡県宗像市稲元463番地先の十字交差点の南東側角から同市曲118番地2南西側角までの間の道路	昭和43年7月1日から平成16年8月18日までの間	福岡県宗像警察署交通課 所在地 福岡県宗像市東郷1丁目2番2号 電話番号 0940-36-0110 内線 431

